

## 演習Ⅱ

科目ナンバリング SEM-302  
必修 2単位

北見 良嗣

### 1. 授業の概要(ねらい)

相続法を中心に、金融取引において重要度の高い判例・論点や最近注目されている論文を取り上げて勉強します。また、就職後不可欠となる人前でのプレゼン・討議能力についても、ゼミを通じての修得を目指します。

(1)開講時に、グループ別の構成を発表するとともに、取り上げるテーマ(論点)とスケジュールを提示します。

(2)毎回、上記スケジュールに沿って論点毎に、担当ゼミ生から、テキストのうちの該当箇所等についての報告・発表を受けます。

—まず、内田民法の該当箇所を纏めて報告。次に、他の参考文献と比較。

(3)そのうえで、当該論点の中核をなす判例等を取り上げ、ゼミ生作成のレジюмеに沿って報告・発表を受けます(論点は、学説の比較、判例の変遷など)。

(4)その後、ゼミ生全員で、その金融実務に与えるインプリケーション等について、ディスカッションを行います。

(5)全体の進捗状況をみながら、適宜break timeを設けます。

(6)全体の枠組みの中で、2018年の相続法改正も扱おうと思っています

### 2. 授業の到達目標

①法学検定スタンダード<中級>コース以上の法律知識

②就職後に必要とされる一般教養

### 3. 成績評価の方法および基準

報告、議論への参加、問題意識等を総合評価します。積極的な貢献を期待します。

### 4. 教科書・参考文献

教科書

潮見佳男・久保田充見・中込一洋・増田勝久・水野紀子・山田攝子 『Before/After 相続法改正』 弘文堂(2019)

内田 貴 『民法Ⅳ(補訂版)-親族・相続』 東大出版会(2004)

参考文献

堂園幹一郎=野口宣大 『一問一答 新しい相続法』 商事法務(2019)

潮見佳男 『詳解 相続法』 弘文堂(2019)

### 5. 準備学修の内容

講義内容のうち理解が難しい点についてはそのままにせず、必ずその日のうちにノート整理を行って、復習して下さい。

### 6. その他履修上の注意事項

①参加学生は、毎回のスケジュールに沿って、該当箇所を予習しておくことが求められます。

②特に担当に当たっている学生は、グループ毎に各自が担当部分をキチンと勉強し、報告等の責任を果たすことが必須です。

### 7. 授業内容

【第1回】 ガイダンス

教員説明[対面授業]

【第2回】 内田・民法Ⅳ(323～329頁、331～340頁) 第12章相続法総論、第13章相続の法定原理 [一]相続の開  
始要件、[二]相続人 1相続人の種類・順位 (1)配偶者、(2)代襲相続、(3)胎児、(4)資格の重複、[対面授業]

【第3回】 内田・民法Ⅳ(341～356) 第13章相続の法定原理 [二] 相続人 2相続資格の喪失[対面授業]

【第4回】 内田・民法Ⅳ(357～374頁) 第13章相続の法定原理

- 1何が、
- 2物権、
- 3債権、
- 4債務、
- 5契約上の地位・団体構成員の地位
- 6被相続人死亡により生ずる権利で被相続人に属さないもの
- 7祭祀財産・遺骨

授業の進捗状況によっては、中間レポートの課題を提示[対面授業]

【第5回】 内田・民法Ⅳ(375～392頁) 第13章相続の法定原則 [四] 相続分

- 1法定相続分
- 2指定相続分
- 3特別受益がある場合
- 4寄与分がある場合
- 5具体的相続分 [対面授業]

【第6回】 B/A相続法改正 第3章配偶者の居住の権利

- [39] 配偶者居住権の意義
- [67] 一部使用権と配偶者短期居住権の成立範囲 [対面授業]

【第7回】 内田・民法Ⅳ(393～415頁) 第14章共同相続 [一] 共同相続財産

- 1遺産共有の法的性質
- 2物権、
- 3債権、
- 4債務、
- 5相続分の譲渡・取戻し
- 6共同相続財産の管理 [対面授業]

- 【第8回】 内田・民法Ⅳ(415～433頁) 第14章共同相続 [二]遺産分割  
→1理念  
→2分割手続  
→3協議分割  
→4審判分割  
→5分割の効力
- 【第9回】 B/A相続法改正 第5章特別の寄与  
→[107]特別寄与料の請求が認められる要件  
→[109]被相続人の親族による特別の寄与  
→[112]特別寄与料の額を定める審判の判断要素  
採点の進捗状況によっては、中間レポートを返却[対面授業]
- 【第10回】 中間レポート講評[オンライン授業]
- 【第11回】 B/A相続法改正 第1章相続の効力  
→[1]不動産に関する権利の承継と対抗要件  
→[3]債権の承継と対抗要件[対面授業]
- 【第12回】 内田・民法Ⅳ(461～478頁) 第16章法定原則の修正 [一]遺言  
→1意義、  
→2なしうる事項、  
→3方式、  
→4効力  
[対面授業]
- 【第13回】 内田・民法Ⅳ(478～482頁) 第16章法定原則の修正 「一」遺言  
→5執行と検認  
B/A相続法改正  
→[22]自筆証書遺言  
→[116]遺言書保管法  
→[120]裁判所による検認
- 【第14回】 内田・民法Ⅳ(482～503頁) 第16章法定原則の修正 [二]遺贈  
→1相続との関係  
→2死因贈与との関係  
→3一般的性質  
→4特定遺贈  
→5包括遺贈[対面授業]
- 【第15回】 内田・民法Ⅳ(504～530頁) [三] 遺留分減殺(侵害額)請求権  
→1意義  
→2範囲  
→3請求方法  
→4効力と法的性質  
→5共同相続の場合  
→6放棄  
→7期間制限  
B/A相続法改正 第4章遺留分制度  
→[96]遺産分割が成立している場合の遺留分進学額の請求  
→[97]遺留分侵害額の計算方法  
→[87]遺留分の帰属及びその割合  
→[94]遺留分が金銭債権化されたことの影響
- まとめ[対面授業]